

定款変更認証申請に係る縦覧書類

(令和 7 年度)

1 申請年月日

令和 7 年 1 0 月 7 日

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 夢創エヌ・ピー・オー

3 代表者の氏名

堀 恒世

4 主たる事務所の所在地

亀山市安坂山町字柳谷2704番2

5 定款記載の目的

この法人は三重県を始めとする地域の経済、社会、生活者に対して、環境保全、福祉、教育、文化、スポーツに関する事業を行い、地域経済、社会、生活の推進及び振興に寄与することを目的とする。

6 縦覧期間

令和 7 年 1 0 月 7 日 ～ 令和 7 年 1 0 月 2 1 日

特定非営利活動法人

夢創 エヌ・ピー・オー

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 夢創 エヌ・ピー・オーと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を三重県亀山市安坂山町字柳谷2704番2に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は三重県を始めとする地域の経済、社会、生活者に対して、環境保全、福祉、教育、文化、スポーツに関する事業を行い、地域経済、社会、生活の推進及び振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第2条別表第1号より第12号に該当する特定非営利活動を行う。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- ① 環境フォーラムの開催
- ② 鈴鹿山系に植生する山野草の保全
- ③ フィールドリサイクル事業（森林不用物の整理、収集、再利用）
- ④ 自然からのめぐみ事業
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス（訓練等給付）事業
- ⑥ 農林・福祉・健康・居住ビジネス事業
- ⑦ SDGs フィールド事業
- ⑧ コミュニティ便益・情報事業
- ⑨ 鈴鹿山麓水利資源、水利地積等の多目的利用と保全維持事業
- ⑩ おもてなしごえんによる顧客に対する便益の提供事業
- ⑪ その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して支援するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員は次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) 実践活動へ参加できるもの。

2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込みのものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 賛助会員の入会については別に定める。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届けの提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届けを理事長に提出して、任意に退会する事ができる。

(除名)

第11条 正会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上5人以内

(2) 監事 1人又は2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総 会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算の承認
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金(その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。)
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定数に規定するもののほか、出席した正会員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次第 1 項の適用については、総会に出席したものとしみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事会がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければ

ばならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで全事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1項の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 事務局

(設置時)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 理事は、事務局長及び職員と兼務することができる。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 雑 則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 堀 恒世

副理事長 松尾 敬紀

理事 瀬田 儀明

監事 田中 孝麿

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 10,000円

(2) 年会費 10,000円

R7年度事業計画書

(令和7年 4 月 1 日～ 令和8年 3 月 31 日)

特定非営利活動法人 夢創エヌ・ピー・オー

1 事業実施の方針

持続可能な SDGS フィールドへの基盤構築実践

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者 の範囲及び 予定 人数
SDGS フィールド事業	SDGS フィールドの基盤整備	令和7年4月1日～令和8年3月31日	坂本棚田山の駅	7人	地域住民参加者 8人

R8年度事業計画書

(令和8年 4 月 1 日～ 令和9年 3 月 31 日)

特定非営利活動法人 夢創エヌ・ピー・オー

1 事業実施の方針

鈴鹿山麓水利資源、水利地積等の多目的利用と保全維持活動の実施
おもてなしごえん（ごえん結び）の普及啓発活動の実施

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象 者の範囲 及び予定 人数
鈴鹿山麓水利資源、水利地積等の多目的利用と保全維持事業	水資源、水利地積等の多目的利活用、及び維持保全	令和8年4月1日～令和9年3月31日	野登山 坂本棚田 宮川	7人	地域住民 5人 参加者 6人
おもてなしごえんによる顧客に対する便益の提供事業	ごえん結びの普及啓発活動	令和8年4月1日～令和9年3月31日	鈴鹿市内 亀山市内	2人	鈴鹿市、 亀山市内 の企業 各2社

R7年度活動予算書

7 年 4 月 1 日 から 8 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 夢創エヌ・ピー・オー

(単位：円)

科目	金額 (円)		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	120,000		
賛助会員受取会費	50,000	170,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	500,000	500,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	980,000	980,000	
経常収益計			1,650,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	1,000,000		
人件費計	1,000,000		
(2) その他経費			
車両費	150,000		
通信運搬費	45,000		
消耗品費	30,000		
修繕費	50,000		
水道光熱費	25,000		
地代家賃	110,000		
雑費	30,000		
その他経費計	440,000		
事業費計		1,440,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	200,000		
人件費計	200,000		
(2) その他経費			
その他経費計			
管理費計		200,000	
経常費用計			1,640,000
当期経常増減額			10,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			10,000
前期繰越正味財産額			-16,629,683
次期繰越正味財産額			-16,619,683

R8年度活動予算書

8 年 4 月 1 日 から 9 年 3 月 31日まで

特定非営利活動法人 夢創エヌ・ピー・オー

(単位：円)

科目	金額 (円)		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	120,000		
賛助会員受取会費	100,000	220,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金	1,000,000	1,000,000	
3 受取助成金等			
受取助成金	800,000	800,000	
経常収益計			2,020,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	1,000,000		
人件費計	1,000,000		
(2) その他経費			
印刷製本費	130,000		
会議費	35,000		
車両費	130,000		
通信運搬費	30,000		
消耗品費	25,000		
修繕費	150,000		
水道光熱費	73,000		
地代家賃	110,000		
雑費	30,000		
その他経費計	713,000		
事業費計		1,713,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	200,000		
人件費計	200,000		
(2) その他経費			
その他経費計			
管理費計		200,000	
経常費用計			1,913,000
当期経常増減額			107,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			107,000
前期繰越正味財産額			-16,619,683
次期繰越正味財産額			-16,512,683